

第1348回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成28年2月4日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明

4 欠席者 委 員 秋道 智彌

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1347回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案5件

イ 非公開の承認

議案4件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第32号 平成28年度学校教育の重点について

(事務局説明)

○ 島本 学校指導課長

平成28年度の学校教育の重点は、「1 目指す子ども像」、「2 学校教育において重視する視点」、「3 学校教育の基本指針」、「4 確かな学校教育の9つの視点」として構成し、27年度の学校教育の重点から組み替え、作成した。

子どもの状況としては、全国学力学習状況調査等から、「学級の友達との話し合い活動が多い」、「授業時の目標（めあて・ねらい）が提示されている」と感じている割合が高く、授業改善が進んできた成果であると考えている。また、「ものごとを最後までやり遂げて嬉しかったことがある」、「人の役に立つ人間になりたいと思う」など、達成感や自己有用感に関しては、全国平均とほぼ同様の状況である。

しかし、「自分で計画を立てて勉強する」、「学校のきまり・規則を守っている」、「将来の夢や目標を持っている」といった自ら学ぶ力や自律性、キャリア形成に関する意識は、全国と比較して必ずしも満足できる状況とはいえない。

こうしたことから、平成28年度は、「子どもの主体性と社会性の育成を目指して「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を高める」ことを「学校教育において重視する視点」として掲げたいと考えている。

現在、急速に進んでいる社会の情報化やグローバル化は、子どもの学びを広げ深める面がある一方、犯罪やトラブルの深刻化、低年齢化をもたらす面もあり、今後は、現在の枠組みでは解決しきれない課題が顕在化し、様々な判断を迫られることが増えると想定される。こうした状況を踏まえ、いま、子どもたちにつけたい力を「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」としたところである。

28年度からは、取組に向けての視点を、校種ごとの特色を踏まえて示したいと考えている。各校種ごとに、「授業改善」、「家庭学習」、「キャリア発達」、「規範意識」、「人権」、「生活習慣・健康保持」などの視点を踏まえ、記載している。

「学校教育の基本指針」としての「確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成」は、平成28年度中に新学習指導要領が告示される見込みであることを踏まえ、項目は変更していないが、外国語活動・英語科の充実、道徳教育の充実、薬物乱用防止に向けた取組の徹底、政治的教養を育む教育など、特記すべき事項について、追加して記載した。

「確かな学校運営の9つの視点」については、学校の組織力を重視し、平成27年度から項目建てを変更している。

以上が、平成28年度学校教育の重点のポイントである。校長・園長には、学校教育の重点の内容を踏まえ、各校の教育目標を作成し、教職員、保護者、地域の方々に向け

て自校のビジョンを発信するよう伝えていく。

(委員からの主な意見)

【高乗委員】「確かな学校教育の9つの視点」の8「子どもや家庭に対する総合的・継続的支援を行う」の日本語指導の記述について、「来日1年未満」の箇所が新たに加筆されている。従来の指導体制と28年度で大きく変更される点があるのか。

【事務局】平成26年度から、特別の教育課程による日本語指導が始まり、本市では基本的に来日1年未満を対象に実施している。1年後も日本語指導を必要とする子供はいるが、特に1年未満の子どもを重点対象としたいという主旨であり、大きく何かが変わるという事はない。

【在田教育長】人と人との絆ということを普遍的価値として大切にしたいと考えている。そうした主旨を内容に盛り込んでいる。

【星川委員】これまでの学校教育の重点では、冊子の冒頭で、子ども像、教職員像、学校像が並べて掲げられていた。28年度は、目指す子ども像の直後に重視すべき視点があり、これは一定分かりやすい。

一方で、どのような教職員像が求められているか、教職員に端的に示すことも重要である。例えば教員研修時に教職員像を示す機会があった方がよい。教職員一人一人の力量を高めるためには、自分がやらなければならないことを認識してもらうことが大切だ。

【事務局】目指す教職員像については、28年度は、確かな学校教育の9つの視点の中に包含して記載しているが、御指摘の点を踏まえ、総合教育センターが作成する教職員研修計画の冊子に掲載するよう対応する。

【高乗委員】薬物乱用については、27年度に具体的な事例が起きたことを踏まえて、丁寧に記載されている。防止に関する取組は、学校の主体性に任せるのか。それとも、事務局としてプログラムを積極的に提供するのか。

【事務局】警察と連携し、小学校で薬物乱用防止教室の実施拡大を進めている。薬剤師にも薬物乱用防止に関するプログラムを行っていただいている。専門家のサポートを得ながら、さらに取組を進める。

【在田教育長】学校薬剤師にも、担当されている学校で研修を行っていただいている。

【高乗委員】薬物の危険性や、薬物を使用してしまうまでの過程などは、専門の方から、具体的な話を聞くことが効果的だろう。

【在田教育長】各校では、実際の事例を踏まえた研修を行っているところである。薬剤師会の研修会でも、小学校の教科書を踏まえて内容を深めていただいている。

【鈴木委員】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」は重要である。総合支援学校だけでなく、全ての校種において、支援の必要な子ど

もへの対応が大切であり、研修の機会には、市立学校全体で、組織的な対応が必要であることを伝えなければならない。

【事務局】障害者差別解消法も施行された。御指摘いただいた点は全ての学校園、全ての子どもたちにとって大切な視点であり、研修の機会には伝えるように努める。

【鈴木委員】自学自習についても、支援の必要な子どもたちに対する目線も大切だ。

【事務局】障害者差別解消法については、2年前から研修を実施してきている。学習障害の子どもたちについて、特に小学校では個別の指導計画を作成し、丁寧な対応を行っており、今後も引き続き取組を進めたい。

【星川委員】義務教育学校制度の創設も踏まえ、実施するに当たっての課題を拾い上げて、全庁的プロジェクトで対応する必要があると思われる。

【事務局】義務教育学校制度については、教育委員会各課で起こりうる課題について想定し、ガイドラインを作成している。小中一貫教育の視点だけでなく、中学校区内の小学校の足並みをそろえていくことも大切だと考えている。

整理すべき点は整理しつつ、地域の背景も考慮し、学校ごとに特色を発揮できるように検討していきたい。

また、中学校区において、ある小学校はまだ夏期休業中で、ある小学校はもう授業をしている、という状態がある。子どもの安全・安心という観点などから、中学校区の単位で統一的な教育が実施できているか、議論を行っている。校長会と教育委員会が10年先を見据え、検討を進めようとしている段階だ。

【鈴木委員】確かな学校教育の9つの視点の冒頭部分で、「なければならない」という表現が繰り返し使われている箇所がある。全体的にポジティブな表現が使われており、良い印象を持っているが、この部分は使命感を持たせるために強い表現となっている。「なければならない」を1箇所減らした方が良いのではないか。

【事務局】御指摘いただいた箇所を修正することとする。

(議決)

教育長が、本日の各委員の意見を踏まえて、事務局において必要な修正を行うことを指示した上で、議第32号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第33号 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○東 教職員人事課長

本議案はいずれも教職員の給与に関する条例を改正するものである。市会での審議において平成27年度補正予算と平成28年度当初予算と異なるため、別議案として提案させていただいている。

議案の説明に先立ち、京都府の勧告の主な内容等について御説明させていただく。公務員給与が民間企業の平均を下回るため、月例給・ボーナスともに2年連続の引上げ勧告となっている。また、給与制度の総合的見直しについても、実施するよう勧告されている。

勧告を踏まえた京都府における給与改定の概要について御説明させていただく。平成27年度の官民較差に関する給与改定について、次の3つの項目で解消を図る。給料表は若年層に重点を置き平均0.2%の引上げを行う。住居手当については現在上限が27,000円であるところを30,000円まで引上げを行う。昇給抑制における1号給回復は、給与構造改革の関係で、平成19年1月の昇給期に、本来よりも昇給を1号給抑えられていた職員に対して、平成27年4月に遡って1号給上位の号給に調整する措置を行うものである。

なお住居手当については、勧告では本年度で30,000円まで引き上げることになっていたが、京都府は1,000円ずつ段階的に上限額を引き上げ、27年度に28,000円、29年度に30,000円という内容で条例提案を予定されている。

次に平成28年度の給与改定について、京都府においても給与制度の総合的見直しを実施する。

見直しの内容について、給料表の水準の見直しは、府における官民較差を考慮し、平均1%、最大3%の引下げとなっている。地域手当は、府内全域で支給割合の上限が引上げられ、京都市域では現行9%のところ、9.4%まで引き上げられるが、実際の支給上は、平成28年度末までは、現行の基準9%で据え置かれる。その他の手当の見直しでは、単身赴任手当や管理職員特別勤務手当、退職手当の調整額などについて、引上げや支給要件の緩和を行う。

なお、給料表水準の引下げに伴う経過措置は、平成29年度末までの2年間実施される。

以上の勧告の内容等を踏まえ、条例改正が必要として今回議案にあげさせていただいているものについて、それぞれ御説明させていただく。

まず、平成27年4月1日実施分の条例案について。教職員の給与については、京都府の職員に準じた改定となる。給料表の改定については、府の勧告に基づき平均0.2%引上げ改定としている。給料表改定の影響額は、1号給調整による効果も含め高

校教員で年間約6万9千円、幼稚園教員で約7万1千円の引上げとなる。給料表改定は平成27年4月1日に遡っての適用となり、改定に伴い発生する4月以降の給与差額は、条例改正後に一括して支給する予定である。

次に、平成28年4月1日実施予定の条例案について御説明させていただく。本条例案では、「給与制度の総合的見直し」の実施に伴う給料表の改定、そして地方公務員法が改正されたことに伴う級別基準職務表の制定、及び本市が新たに費用を負担して小中学校に栄養教諭を配置するために必要な規定整備を行う。

まず給料表の改定については、給料表水準を平均1%、最大3%引き下げる改定をしております。世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層は据置き又は引下げ額が小さく、高齢層なるにつれ、引下げ額が大きくなっており、引下げ幅が最も大きくなるのが高校の教頭、幼稚園の園長に該当する3級で月額約14,000円程度の引下げとなる。ただし、平成30年3月31日までの2年間は、いわゆる現給保障が実施されるため、平成28年度から給与が下がることはない。

次に、級別基準職務表の制定である。職員の給与は、その職務と責任に応ずるものとする「職務給の原則」の徹底という趣旨で、平成28年4月1日施行予定の改正地方公務員法において、地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定めることになった。これに伴い、基準となる職務を条例で定める。

最後に栄養教諭の配置に関する勤務条件の整備である。和食の推進や食物アレルギーの対応など、子どもの食習慣の確立や健康を守る体制の充実を図るため、本市で初めて独自予算による栄養教諭の配置を行うための必要な規定を整備するものである。

(委員からの主な意見)

【星川委員】級別基準職務表ではこれまでは条例以外の別の部分で定められていたのか。

【事務局】これまでは教職員は要綱で定めていたものを条例で定めることとしたものである。

(議決)

教育長が、議第33号及び34号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第35号 教育に関する事務に係る平成27年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明)

○ 清水 総務課長

今回の補正予算については、人事委員会勧告等を踏まえた給与改定実施に伴う増額と退職手当の不足見込みによる増額に必要な予算を併せて2億6300万円を増額補

正しようとするものである。

京都市教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例や行財政局提出の京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定などに伴い実施する、人事委員会勧告等を踏まえた給与改定について、教育委員会が給与費を負担している幼稚園・高等学校の教職員や市立学校・幼稚園の管理用務員、給食調理員、事務局職員等の合計約2000人分の給与費の増額支給分1億5300万円の増額補正をお願いするものである。

次に、退職手当として、当初予算で定年退職分は必要額、定年退職以外の退職分としては、行財政局との協議により毎年度1億8000万円を計上していたが、27年4月の人事異動などにより定年退職予定者が変更したため、一部不用が生じ、また、定年退職以外の退職分について、直近2年間の平均支給額等を元に見込額を算出すると不足する見込みとなるなど、合計1億1000万円の不足が生じる見込みとなっているため、不足額について増額補正をお願いするものである。

(議決)

教育長が、議第35号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第36号 教育に関する事務に係る平成28年度京都市一般会計予算について

(事務局説明)

○ 清水 総務課長

お手元の資料に、議案の概要を記載しているため、ご覧いただきたい。

28年度の教育予算については、465億4700万円で、その内訳として学校及び教育委員会事務局の運営費が175億7700万円余り、建物等施設整備費が92億6600万円余り、人件費が197億300万円となっている。

平成27年度当初予算と比較すると、約39億円の減額となっているが、これは、京都工学院高校の整備やつり天井の脱落防止対策が完了したことなどによる減額となっており、実質的には昨年度と同規模を維持している。

学校・事務局等運営費については、平成29年度に予定されている都道府県から政令指定都市への義務教育費移管に対応するための体制整備にかかる経費の増や、運動部活動外部コーチ派遣充実など、新規充実事業実施による増、国における幼児教育無償化の段階的取組による多子世帯の保護者負担軽減を図る就園奨励費の増などと、中学校教科書採択終了に伴う指導計画策定や教員用の教科書・指導書の購入費の減、また、事務局の全所属の事務費等を最大15%カットするなど縮減を行うものの差引により、6000万円の減となっている。なお、学校教育の根幹となる学校経常運営費については、21年度以降、同規模を維持し続けている。

建物等施設整備費については、先ほどお伝えしたとおり、平成28年4月に開校予定の京都工学院高校整備完了による33億円の減や、学校のつり天井等の脱落防止対策完了による6億円の減、岩倉南小学校増築棟建設完了による3億円の減、また、向島中学校区小中一貫教育校整備及び醒泉小・淳風小学校統合校整備のための実施設計、京北地域小中一貫教育校整備のための基本計画などに着手することなどの差引により、合計41億円の減となっている。

人件費については、3億円の増となっているが、平成27年度に実施されました給与改定や給与制度の総合的見直しによる3000万円減や、平成29年度に予定されている都道府県から政令指定都市への義務教育費移管に対応するための人員増や、平成28年度から本市独自予算により栄養教諭を任用することによる人員増、正規採用をストップしている給食調理員・管理用務員の臨時嘱託化等による増減によるものである。

平成28年度予算の編成に当たっては、約7億円の削減ノルマが課せられるという大変厳しい状況のもとではあるが、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念のもと、「学力向上」の取組、「豊かな人間性」の育成、「開かれた学校づくり」、「全市的な学習環境の充実」を柱とし、経済状況や家庭環境にかかわらず、全ての子どもに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の更なる充実を図ることができるような、また、生涯学習につきましても、あらゆる世代の方が自ら生涯を通じて学び、その学びをまちづくり、地域・子どもたちに還元することのできるような予算案としている。

それでは、主な新規・充実事業を中心に説明させていただく。

『学習指導の充実』のうち、(1)新学力向上アクションプランの推進では、引き続き、学力向上対策を重点課題として位置づけ、①「京まなびプロジェクト推進」として、学習確認プログラム・ジョイントプログラム、また全国学力等調査の結果分析を踏まえ、学力の底上げを図るため、学力向上実践校の指定などを行う学力向上実践推進事業など、各学校での取組に活用できるよう予算を計上している。

②の少人数学級については、市独自予算による小学校2年生の35人学級、中学校3年生の30人学級を継続する。

なお、国の28年度予算に関する財務省の削減案として、9年間で約3万7000人を削減する案が提示されていたが、結果としては児童・生徒数減による自然減と加配定数の増の差引で28年度としては約3500人の削減となった。実質的な本市への影響はないものと考えているが、今後とも少人数学級の拡大について、国府に対して引き続き要望を行ってまいらる。

⑥では、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが可能性を伸ばすことができるよう、地域ボランティアや教員志望の学生、退職教員などの協力のもと、放課後を中心とした学習のサポートを実施する「未来スタディ・サポート教室」の実施校を40校程度に拡大する。

同じく 2 ページ (2) 教職員の資質・指導力向上では、大幅な世代交代が進む学校において、校内研修等で各校における核となる中堅・若手教職員を「京(みやこ)・教育研究・研修マイスター」として委嘱し、養成講座による研修を行うとともに、各校でミドルリーダーを核とした O J T の推進を継続することにより、学校全体の教育力の向上を図ってまいる。

(5) 子どもたちによる国際文化観光都市・京都の魅力発信事業では、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、京都ならではの、児童・生徒による心のこもった「おもてなし」で京都へ来られた方をお迎えするための取組として、京都を「知る」ための中学生の京都・観光文化検定の受験促進や、京都を「伝える」ための小中連携による英語教育強化拠点校の指定、英検の受検促進など、実践的英語力の育成を継続してまいる。

また、(7) には英語教育に関するこれまでからの取組についても記載しているが、28 年度からの新規事業として、高校の「読む、聞く、話す、書く」の英語 4 技能の測定にかかる検定試験を導入し、実践的英語力の向上を目指した事業を開始したり、ジュニア京都検定テキストの英語訳版を作成・配布するなど、更なる英語教育の充実に努めてまいる。

(6) 「伝統文化教育の充実」については、古典の日の法制化を契機とし、我が国の伝統と文化を理解し、尊重する態度の育成に向け、③にあるとおり、市立高校生徒を対象として茶道を中心とした伝統文化体験事業を新たに実施することによって、世界中からの観光客をおもてなしの心で迎えることができるような資質や素養を育てる。

(8) 障害のある幼児・児童・生徒の教育の充実については、平成 28 年 4 月から施行される「障害者差別解消法」を踏まえ、①のとおり、普通学級に在籍する LD 等の発達障害のある幼児・児童・生徒に対する支援のための総合育成支援員の更なる配置拡大を実施する。また、③のとおり、教職員研修や保護者向けリーフレットを配布するなど、その普及啓発事業を実施する。さらに、難聴学級に在籍する生徒が普通学級で学習する交流学习において、円滑にコミュニケーションを取ることができるよう音声認識システムを試行導入したり、普通学級等に在籍する弱視児童・生徒に対し、より適切な学習環境を保障するため、拡大読書器等を整備するなど、障害のある幼児・児童・生徒の教育環境の整備を更に進める。

同じく 4 ページの (9) 国語力・読解力向上総合推進事業では、②の学校図書館活用促進事業として、司書資格等を有した学校図書館運営支援員について、27 年度に全校派遣を完了しているが、28 年度からは学校図書館運営支援員を「学校司書」として位置づけ、その派遣日数を計画的に拡大していく。また、学校図書館の環境充実として、林業振興策と合わせ、京都市産「みやこ杣木」を使用した木製製品の机・椅子・書架等の整備を行い、引き続き活性化に取り組んでまいる。

(11) ICT 環境の充実では、①にあるように、校務事務電算化システムを活用し、成績や授業時数の管理をはじめとする教員の事務負担の軽減に引き続き取り組ん

でまいる。また、③のとおり、平成29年度に予定されている都道府県から政令指定都市への義務教育費移管に対応するための体制整備を引き続き進めていく。

同じく5ページ、(12)国際化に対応した教育の推進では、②のとおり、本市では、留学生の受け入れについて重点的に取り組んでいることもあり、諸外国の児童生徒が在籍する学校が増えてきている中で、これまでからも、外国にルーツをもつ児童生徒に対する日本語指導担当教員等による日本語指導等を実施しているが、28年度から日本語指導担当教員等の配置を拡大し、受入体制や日本語指導及び母語による通訳等の支援を更に充実させる「日本語指導トータルサポートシステム」を導入するとともに、日本語指導担当教員の指導力向上を図る「日本語指導担当者指導力向上プログラム」を更に充実していく。

同じく5ページ『児童・生徒の健全育成』として、(1)いじめ・不登校対策など生徒指導・教育相談の充実では、①のとおり、「いじめの防止等に関する条例」や「いじめの防止等取組指針」に沿った取組を引き続き実践してまいる。

また、②にある臨床心理士の資格を有したスクールカウンセラーについて、27年度には全校配置が完了しており、継続した取組を実施してまいる。

また、③の社会福祉士などの資格を有したスクールソーシャルワーカーについても、平成27年度は23校へ配置し、巡回しているが、28年度は28校へと配置拡大を図り、児童相談所等関係機関との連携など社会福祉の観点からも子ども・家庭の支援を行ってまいる。

さらに、④について、国において検討が進められている学校外での学習のあり方や「チーム学校」等の新たな動きを踏まえるとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携、クラスマネジメントシートの活用などの不登校児童生徒支援方策に関する教員向けハンドブックを作成・配布する。

(2)しなやかな道徳教育総合実践推進事業では、30年度以降、道徳が教科化されることを踏まえ、全ての小・中・総合支援学校で新たな学習指導要領を先行実施し、教育課程の位置づけや評価のあり方等について、先駆的な研究実践を進めるとともに、本市がこれまで積み上げてきた小中一貫の道徳教育及び市民ぐるみの「しなやかな」道徳教育の一層の進展を図る。

(8)食育の充実では、①②にあるように、本市の小学校給食について、和食献立の充実や、アルマイト食器からより味わいを感じることのできるPEN食器への変更など、和食の更なる充実に向けた取組を推進する。

さらに、③のとおり、和食の更なる充実や児童の食物アレルギー対応の中心的存在である栄養教諭について、本市独自予算により2か年で兼務による全小学校への配置が完了するよう、計画的に配置を拡大する。

(9)健康教育の充実・子どもの体力向上推進では、⑤のとおり、部活動指導について、より専門性の高い外部指導者の派遣を拡充することにより、教員の多忙化を解消するとともに、専門的な知見を生かした指導体制を充実することにより、運動部活

動の更なる活性化を図る。

(1 1) 家庭の教育力向上サポート事業では、③のとおり、スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間でトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進するとともに、携帯情報通信機器に関する学習啓発プログラムを活用し、子どもたち自身が主体的に考え、大人と共にインターネットの適切な使い方を考える取組を引き続き推進する。

同じく 8 ページ『高等学校教育の充実』として、(1) 市立高校改革の更なる推進・充実では、④のとおり、公職選挙法改正により選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることを受け、平成 27 年度中に本市独自で作成する「政治的教養を育む教育学習指導案集」の活用を通じて、小学校段階から政治や選挙への関心を高め、中学校、高等学校と発達段階に応じた体系的な取組を推進することで、主体的な選択・判断を行い、他者と協働して様々な課題を解決していく社会の形成者としての資質や能力の育成を目指す。

『幼児教育の振興』として、(2) のとおり、引き続き保育所待機児童ゼロを目指し、私立幼稚園の預かり保育体制の充実を促進するとともに、市立幼稚園においても平日の預かり保育及び長期休業期間中の預かり保育を継続する。

『教育環境の整備充実』として、(1) 学校新增改築事業では、御所東小学校（仮称）の整備や向島や京北地域における小中一貫教育校の整備など、子どもたちの教育環境の充実を図る。

また、③のとおり、京都工学院高校開校により活用可能となる伏見工業高校の敷地の一部を活用し、伏見工業高校夜間定時制と西京高校夜間定時制を再編・統合し、生徒たちの多様な状況や学習ニーズにきめ細かく応える定時制単独高校を創設するため、28 年度から基本設計・実施設計に着手する。

さらに、④のとおり、洛陽工業高校敷地には、市立高校で唯一校舎の耐震化が完了していないうえ、狭隘であるなどの課題がある塔南高校を移転・再編し、併せて、より充実した教育環境の下で最先端の高校教育を実現するとともに、地域に根差した新しい普通科系高校を創設するため、28 年度は基本構想策定に着手する。

また、(2) (3) のとおり、校舎の長寿命化事業や学校体育館の大規模改修にあわせた外断熱や太陽光発電設備などなど防災機能強化も図る改築事業・リニューアル事業についても計画的に実施する。

(4) 学校等教育環境整備として、学校トイレについては、快適トイレ化に加え、家庭など生活様式の変化等に対応し、特に洋式化に特化した整備も同時に進めており、洋式トイレ保有率を平成 36 年度までに 60% 以上にする予定である。

『生涯学習の推進』のうち、(4) 生涯学習総合センター・図書館運営として、②の図書館について、より市民の方が利用しやすい図書館を目指し、利用者の多い中央館 4 館において、夏季土曜日の開館時間を試行的に午後 5 時から午後 7 時までに延長し

たり、録音図書のデータ提供など、視覚に障害のある方の利便性向上に向けた取組を実施したりするなど、全館が一体となって利用促進に向けた取組を行ってまいり。

(6) 青少年科学センター市民科学事業として、①の科学センターの展示品等について、大学・企業との連携による特別展示に加え、科学の原理原則が体感できるような展示品の整備など展示スペースのリニューアルを、平成31年の50周年に向けて引き続き実施してまいり。

以上、28年度についても、学校幼稚園・地域との連携・共汗で、全国をリードする教育改革を進めていく。

(委員からの主な意見)

【高乗委員】平成28年度予算編成にあたっては、全市的に財政状況は厳しくなっているのか。

【事務局】引き続き全市的な財政状況は厳しい。そうした下、障害者差別解消法の取組として総合育成支援員の配置充実や、食育充実のため栄養教諭の配置拡大の要求について、行財政局に認めてもらっているほか、学校司書(学校図書館運営支援員)についても5年計画で派遣日数を週1日から週3日への拡大等が盛り込まれている。ただ、投資的経費は全市的に厳しく、できる限り平準化したいとの行財政局から強い要望があるため、施設整備事業については整備計画を見直すこともあり得る。

【星川委員】京北地域の学校統合について、地元の理解は深まっているのか。

【事務局】京北地域の学校統合についてであるが、これまでに各学校において、保護者のほか地域住民も対象としたものも含め説明会を複数回実施し、一定のプロセスは踏んできている。まだまだ疑問や反対のご意見があることも承知している一方で、小中一貫教育校への理解が深まる中で賛成のご意見も多数いただいていると認識している。地元要望である平成32年度開校に向けてより具体的な議論を進めていくために、28年度予算計上をお願いしているが、予算を計上したからと言って、地元の理解が得られないまま小学校3校、中学校1校の統合ありきで事業を進めることは適切ではないと考えており、開校までの間についても京北第二小学校区の地域を中心に丁寧な対応を続け、理解を求めていく取組を進めていく。

(議決)

教育長が、議第36号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- ・1月17日 第10回記念「至高の動くおもちゃづくり」トイコンテストグラフィ in KYOTO について
- ・1月20日 教育福祉委員会実地視察
- ・1月29日 指定都市教育委員・教育長協議会
- ・2月 2日 小学校給食について
- ・2月 3日 (新聞記事) 平成27年度英語力調査について

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長